## 調査事項の追加・削除を検討する際のポイント

## 1 統計法に定める公的統計の基本理念

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

- 2 公的統計は、**適切かつ合理的な方法**により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する**秘密は、保護**されなければならない。



## 2-a 新規項目を追加する際のポイント

- ① 個別の事象ではなく、当該事象の集団的特性を把握するための項目であること
- ② 当該項目の調査結果が"公表時点において"社会に"広く"必要とされていると見込めること
- ③ 当該項目の調査結果が他の統計や行政記録等によっては代替できないものであること
- ④ 「事実」に関する報告を求めるものであること ※ 統計法(第2条第5項:「統計調査」の定義)
- ⑤ 基幹統計にふさわしい結果精度を得られる見込みがあること
- ⑥ 当該項目を報告義務の対象とすることに世帯の理解が得られること
- ⑦ 当該項目を追加することで、他の項目や調査全体に悪影響を及ぼすおそれのないこと
- ⑧ 既存の調査項目と比べて同等又はそれ以上の優先度があること 等
- ⇒ ①~⑧に照らして追加を検討すべき項目を絞った上で、24年7月(予定)の試験調査(資料8)で検証



- ① 調査・集計に投じるコスト(経費、労力、時間等)に見合った結果の利用が期待できないこと
- ② 基幹統計にふさわしい結果精度を得られる見込みがないこと
- ③ (①又は②に該当しなくても)新規に追加される項目に比して優先度が劣ること
- ④ 世帯の回答負担の軽減や、実査・審査・集計事務の効率化に寄与すること
- ⑤ 当該項目の削除が他の項目や全体の利用に悪影響を与えないこと 等